

埼玉県衛生研究所研究評価実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、埼玉県立試験研究機関の研究課題評価に関する指針（平成11年12月27日総合政策部長通知）に基づき、埼玉県衛生研究所（以下「衛生研究所」という。）における適正な研究評価を実施するために必要な事項を定めるものとする。

(評価の対象)

第2条 評価の対象は、衛生研究所で行う全ての研究とする。ただし、分担研究、研究協力、受託研究等別途所長の承認を得て実施する研究を除く。

(評価機関)

第3条 研究評価を実施する機関として、衛生研究所に内部評価委員会及び外部評価委員会を設ける。

第一 内部評価委員会

(構成員)

第4条 内部評価委員会の構成員は、所長、副所長、室長とする。ただし、評価の対象となる研究を行う者の属する担当を統括する室長は、当該研究の評価から除くものとする。

2 内部評価委員会の委員長は所長、副委員長は副所長（技）とし、委員長に事故あるときは、副委員長がその任務を代理する。

(会議)

第5条 内部評価委員会は必要に応じて委員長が招集し、主宰する。

2 内部評価委員会の委員長は、必要があるときは、内部評価委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

(内部評価委員会の役割)

第6条 内部評価委員会は、評価対象となる研究について事前評価、中間評価、事後評価を行う。

第二 外部評価委員会

(構成員)

第7条 外部評価委員会の構成員は次のとおりとする。

学識経験者 若干名

2 外部評価委員会の委員の任期は、委嘱の日から当該年度の属する年度の末日までとする。委員は、所長が委嘱し、委員長は、委員の互選による。

(会議)

第8条 外部評価委員会は、必要に応じて所長が招集する。

2 外部評価委員会は、委員長が座長となる。

- 3 外部評価委員会の委員長は、必要があるときは、構成員以外の者の出席を求めることができる。

(外部評価委員会の役割)

第9条 外部評価委員会は、衛生研究所調査研究費による研究で、内部評価委員会の評価を経た研究課題の事前評価及び終了した研究課題の事後評価を行う。

第三 評価

(事前評価)

第10条 衛生研究所調査研究費による研究を行おうとする者は、予め内部評価委員会及び外部評価委員会が行う事前評価を受けなければならない。

- 2 その他の研究を実施しようとする者は、予め内部評価委員会が行う事前評価を受けなければならない。
- 3 所長は、内部評価委員会の開催に先立ち、埼玉県衛生研究所研究倫理審査委員会設置要綱に基づき、必要と認めたときは倫理審査委員会の意見を求め、その結果を受けて内部評価委員会を招集し、事前評価を実施するものとする。

(中間評価)

第11条 研究期間が2年以上となる研究を実施している者は、1年ごとにその進捗状況について内部評価委員会による中間評価を受けなければならない。

(事後評価)

第12条 衛生研究所調査研究費による研究を実施した者は、研究終了後、内部評価委員会及び外部評価委員会の事後評価を受けなければならない。

- 2 その他の研究を実施した者は、研究終了後、内部評価委員会の事後評価を受けなければならない。

(評価の方法)

第13条 内部評価委員会及び外部評価委員会（以下、「評価委員会」という。）における評価は、別記評価項目に基づいて行うものとする。

- 2 評価に当たっては、研究者から口頭説明を行うものとする。ただし、中間評価及び事後評価は書面によることができる。

(評価結果の通知)

第14条 内部評価委員会及び外部評価委員会における評価結果は、当該研究に係わる者に明らかにするものとする。

(評価の公開)

第15条 外部評価委員会における、研究者のプレゼンテーション及び質疑応答については、職員に公開する。また、研究評価の概要については、衛生研究所所報、衛生研究所ホームページ等に掲載する。

第四 その他

(守秘義務)

第 16 条 内部評価委員及び外部評価委員は、研究評価を通じて知り得た研究情報等に関して、守秘義務を負うものとする。

(報告)

第 17 条 評価委員会の結果については、埼玉県衛生研究所運営協議会に報告するものとする。

(研究評価の庶務)

第 18 条 研究評価の庶務は、企画・地域保健担当において処理する。

(その他)

第 19 条 この要綱で定めるもののほか、研究評価の実施に関し必要な事項は所長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 12 年	9 月 28 日から施行する。
この要綱は平成 13 年	4 月 1 日改正、即日施行する。
この要綱は平成 15 年	5 月 1 日改正、即日施行する。
この要綱は平成 16 年	3 月 1 日改正、即日施行する。
この要綱は平成 17 年	2 月 1 日改正、即日施行する。
この要綱は平成 18 年	6 月 21 日改正、即日施行する。
この要綱は平成 21 年	6 月 3 日改正、即日施行する。
この要綱は平成 23 年	3 月 23 日改正、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この要綱は平成 26 年	4 月 1 日改正、即日施行する。
この要綱は平成 30 年	4 月 1 日改正、即日施行する。
この要綱は令和 7 年	4 月 11 日改正、即日施行する。

別記

評価項目

1 事前評価

(1) 目標設定の適否

研究目標の設定が、行政需要、内外の研究の動向、現在の技術水準に照らして適切か。

(2) 緊急性・必要性

公衆衛生の観点から、取り組まなければならない研究テーマか。

(3) 研究手法の的確性

研究を遂行する上で、問題点はないか。

(4) 独創性・新規性又は発展性

独創性・新規性を持つ部分があるか。

発展性が見込めるか。

2 中間評価

(1) 研究の進度

研究が目標どおり進んでいるか。

(2) 研究の方向性

研究目標に定めた方向に進展しているか。

3 事後評価

(1) 研究目標の達成度

研究が目標どおり達成され、成果が十分得られたか。

(2) 研究成果の還元

研究成果がどのようなところに役立つか。